

北海道が飲食店や大規模施設等を対象に要請した休業や時間短縮営業等にご協力いただき、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を実施される事業者を対象に支援します。

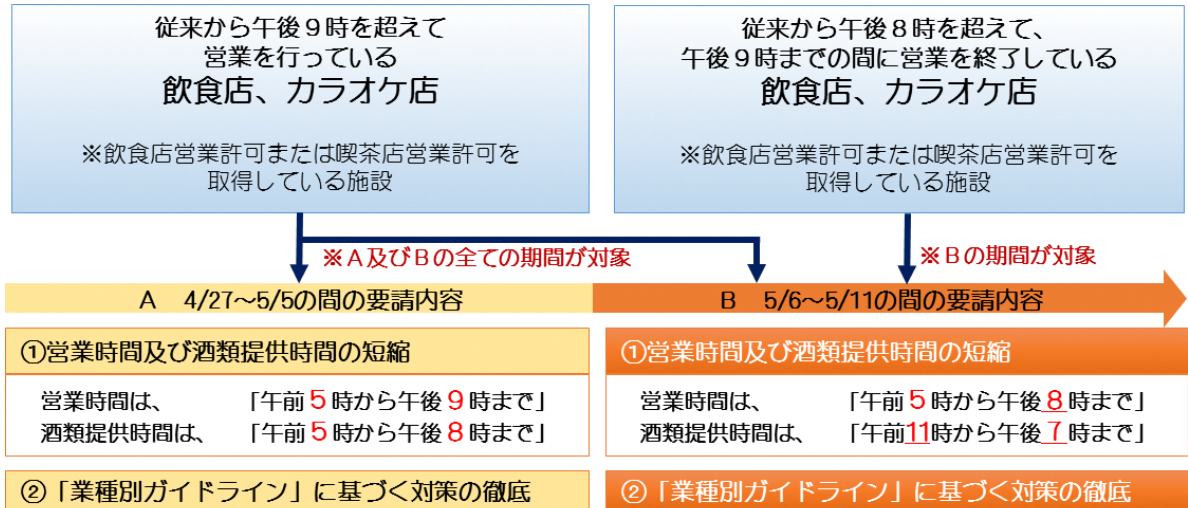
協力要請支援金（要請内容や支援金の詳細は表の右にお示ししている各ページをご参照ください。）

区分・名称	対象地域	業種	4月	5月	6月	7月	8月			
令和3年度 感染防止対策 支援金	札幌市内 全域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請 4/27 5/11 5/12		受付中			8/31	参照ページ P11	
まん延防止 協力支援金	札幌市内 全域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請 5/12 5/15 5/16		受付中			8/31	参照ページ P12	
協力支援金 5月16日～ 5月31日の 「北海道における 緊急事態措置に ついて」	特定措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請		受付中				参照ページ P13	
	措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請		受付中				参照ページ P14	
	特定措置 区域	大規模施設等 (1,000㎡超) テナント等	要請 5/16 5/31 6/1		受付中			8/31	参照ページ P15	
協力支援金 6月1日～ 6月20日の 「北海道における 緊急事態措置に ついて」	特定措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請		受付中				参照ページ P17	
	措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請		受付中				参照ページ P18	
	特定措置 区域	大規模施設等 (1,000㎡超) テナント等	要請 6/1 6/20 6/21		受付中			8/31	参照ページ P19	
対象市町村		特定措置区域	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市				措置区域	上記以外の地域		
協力支援金 6月21日～ 7月11日の 「北海道における まん延防止等重 点措置について」	措置 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請		受付中				参照ページ P21	
	経過 区域	飲食店 カラオケ店 結婚式場	要請		受付中				参照ページ P22	
	措置 区域	大規模施設等 (1,000㎡超) テナント等	要請		受付中			6/21 7/11 7/12	8/31	参照ページ P23
対象市町村		措置区域	札幌市	経過区域	江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市					
協力支援金 7月12日～7月25日 「夏の再拡大防 止特別対策」	重点地域 ※札幌市内 全域	飲食店 カラオケ店	要請		要請期間終了後 受付開始予定			7/12 7/25 7/26	8/31	参照ページ P25

令和3年度感染防止対策支援金

- **要請期間**：令和3年4月27日（火）～令和3年5月11日（火）
※遅くとも令和3年4月29日（木）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：札幌市

要請対象施設・内容：



- **支援金**：全期間要請に応じていただいた場合、企業規模や前年度若しくは前々年度売上高等に応じて支援金を支給します。支給要件や支援金額の詳細はホームページをご確認ください。

対象施設	要請期間	支援金額（1店舗1日あたり）	
		中小企業	大企業
従来から午後9時を超えて 営業を行っている飲食店、 カラオケ店 ※1	4/27 ?	【4/27～5/5の期間】 2万5千円から7万5千円 (売上高の3割をもとに計算)	【4/27～5/5の期間】 20万円又は売上高の3割が上限 (売上高減少額の4割をもとに計算)
	5/11	【5/6～5/11の期間】 3万円から10万円 (売上高の4割をもとに計算)	【5/6～5/11の期間】 上限20万円 (売上高減少額の4割をもとに計算)
従来から午後8時を超えて、 午後9時までの間に営業を 終了している飲食店、 カラオケ店 ※2	5/6 ?	3万円から10万円 (売上高の4割をもとに計算)	上限20万円 (売上高減少額の4割をもとに計算)
	5/11		

- ※1 4月27日から開始した午後9時までの営業時間短縮等の要請について対象となる事業者は、遅くとも4月29日から全ての期間に要請に協力していただくことが必要。
- ※2 5月6日から開始した午後8時までの営業時間短縮等の要請について新たに対象となる事業者は、遅くとも5月8日から全ての期間に要請に協力していただくことが必要。

- **申請期間**：令和3年5月12日（水）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】
※受付期間が延長されました。
- **申請方法**：郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）
【郵送先】〒060-8792 令和3年度 感染防止対策協力支援金事務局

専用ダイヤル

【 お問い合わせ 】

開設時間 8：45～17：15（平日のみ）

電話番号 011-330-8396

ホームページ

(<http://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>)

まん延防止協力支援金

■ 要 請 期 間：令和3年5月12日（水）～令和3年5月15日（土）

※令和3年5月12日（水）からご協力いただくことが必要です。

■ 要請対象区域：札幌市

■ 対象施設

【飲食店】飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

【遊興施設】バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ 要請内容と支援金

①営業時間及び酒類提供時間の短縮

営業時間 午前5時から午後8時まで

酒類提供時間 終日行わないこと（利用者による酒類の店舗持込を含む）

②次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる ・カラオケ設備の利用を自粛する（カラオケボックスにおけるカラオケ設備を除く）
------------	---

支給要件	<p>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</p> <p>※5月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご留意ください。</p> <p>※以前から午後8時までに閉店している店舗は支給対象外となります。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に3～10万円/日 （売上高の4割をもとに計算） ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円 （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	<p>令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（木）まで【消印有効】</p> <p>※受付期間が延長されました。</p> <p>※令和3年5月12日から5月31日の要請期間中に「まん延防止等重点措置」から「緊急事態措置」への移行がありましたが、当該期間においては一括で申請受付が可能です。</p>
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）</p> <p>【郵送先】〒060-8792 令和3年度 感染防止対策協力支援金事務局</p>
問合せ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 専用ダイヤル 開設時間 8：45～17：15（平日のみ） 電話番号 011-330-8396 ■ ホームページ (http://www.city.sapporo.jp/keizai/manenboshi.html)

緊急事態措置協力支援金【特定措置区域】

- **要請期間**：令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）
※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市

■ **対象施設**

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **休業・営業時間の短縮・酒類提供及びカラオケ設備の停止**

- | | |
|-------------------------|---|
| 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店 | 休業
※利用者による酒類の店内持込を含みます。
※お酒カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮（午前5時～午後8時）等の対象です。 |
| 上記以外の飲食店等（宅配・テイクアウトを除く） | 午前5時から午後8時までの営業時間の短縮 |

② **次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請**

- | | |
|------------|---|
| 実施する感染防止対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる |
|------------|---|

支給要件	<p>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</p> <p>※5月19日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。</p> <p>※以前から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない施設は支給対象外となります。</p>												
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に4～10万円/日 (売上高の4割をもとに計算) ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 (売上高の減少額の4割をもとに計算) 												
受付期間	<p>令和3年6月1日（火）～令和3年8月31日（火）【消印有効】</p> <p>※札幌市の受付期間も、令和3年8月31日（火）まで延長されました。</p>												
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）</p> <p>所在する各市町村への申請となりますので下記ホームページをご参照ください。</p>												
問合せ	<table border="0"> <tr> <td>《札幌市》</td> <td>011-330-8396</td> <td>受付時間</td> <td>8:45～17:15</td> </tr> <tr> <td>《旭川市》</td> <td>011-330-8235</td> <td>受付時間</td> <td>8:45～17:15(7月は土日也对応)</td> </tr> <tr> <td>《両市以外》</td> <td>011-350-7377</td> <td>受付時間</td> <td>8:45～17:30</td> </tr> </table> <p>札幌市 https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html</p> <p>江別市 https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/90187.html</p> <p>千歳市 https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21278.html</p> <p>恵庭市 https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kinkyu/corona/shougyou_kigyou/12523.html</p> <p>北広島市 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00141626.html</p> <p>石狩市 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html</p> <p>当別町 https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/30649.html</p> <p>新篠津村 https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000973.html</p> <p>小樽市 https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/</p> <p>旭川市 https://www.city.asahikawa.Hokkaido.jp/10013/10014/d073214.html</p>	《札幌市》	011-330-8396	受付時間	8:45～17:15	《旭川市》	011-330-8235	受付時間	8:45～17:15(7月は土日也对応)	《両市以外》	011-350-7377	受付時間	8:45～17:30
《札幌市》	011-330-8396	受付時間	8:45～17:15										
《旭川市》	011-330-8235	受付時間	8:45～17:15(7月は土日也对応)										
《両市以外》	011-350-7377	受付時間	8:45～17:30										

緊急事態措置協力支援金【措置区域】

- 要 請 期 間：令和3年5月16日（日）～令和3年5月31日（月）
※遅くとも、令和3年5月18日（火）からご協力いただくことが必要です。
- 要請対象区域：全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外）

■ 対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ 要請内容と支援金

①営業時間及び酒類提供時間の短縮

営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間	午前11時から午後7時まで（利用者による酒類の店内持込を含む）

②業種別ガイドラインの遵守の要請

支給要件	原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること ※5月19日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後8時までに閉店している店舗は支給対象外となります。
支給金額	●中小企業・個人事業者 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5～7.5万円/日 （売上高の3割をもとに計算） ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、 1店舗毎に20万円又は売上高の3割/日が上限 （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	令和3年6月1日（火）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】
送付先	全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外） 〒063-8691 ※住所の記載は不要です 札幌西郵便局 郵便私書箱第28号 緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係 ※石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市については、各市町村へ確認ください。（P13をご参照ください） ※電子申請は以下のURLで受け付けています。 URL https://hokkaido-shienkin.jp
問合せ	【北海道感染防止対策協力支援金コールセンター】 011-350-7377 受付時間 8：45～17：30

北海道大規模施設等協力支援金

北海道からの要請にご協力頂いた**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者**の皆様に協力支援金を支給します。

概要

- 期間 令和3年5月16日から5月31日まで
※遅くとも5/18から実施。その場合、支援金は応じた日数で計算
 ※5/19以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。
- 対象地域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設
 および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮、土日祝日は休業
※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請に応じていること

支援金額 (主なもの)

- 大規模施設等
 $1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$
※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
 <10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>
 $\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$
- テナント等
 $100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}$
注 100㎡未満は2万円/日
 ※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。
 ※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間
 (道の要請を超えた各施設独自での時短・休業部分は対象になりません)

申請受付

郵送申請
または
 電子申請

令和3年6月1日から8月31日まで

お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377

受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで

営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

(1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	<p>◆平日は、<u>営業時間を5～20時まで、土日祝日は、休業とする。</u></p> <p>◆<u>入場者の整理誘導等を徹底する。</u></p> <p>◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
運動遊技施設	スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

(2) イベントに準じた取扱いを要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム など	<p>◆<u>1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時（映画上映を含むイベント開催の場合は21時）までとする。</u></p> <p>◆<u>入場者の整理誘導等を徹底する</u></p> <p>◆<u>人数上限5,000人かつ収容率50%以内</u></p> <p>◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
集会展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、テーマパーク、遊園地 など	

申請に必要な書類

【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び休業面積が確認できる書類
※10以上のテナントを有する場合
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

その他

大規模施設の運営事業者の皆さまより事前にテナントリストなどの提出をいただくことで、テナント事業者の皆様の**申請手続きを簡素化する制度を導入しています。**

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。
HP→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top.htm>

緊急事態措置協力支援金【特定措置区域】

■ **要請期間**：令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）

※令和3年6月1日（火）からご協力いただくことが必要です。

■ **要請対象区域**：石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市

■ **対象施設**

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **休業・営業時間の短縮・酒類提供及びカラオケ設備の停止**

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店

休業

※利用者による酒類の店内持込を含みます。

※お酒カラオケの提供を取りやめる場合は、営業時間短縮（午前5時～午後8時）等の対象です。

上記以外の飲食店等（宅配・テイクアウトを除く）

午前5時から午後8時までの営業時間の短縮

② **次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請**

実施する感染防止対策

- ・従業員への検査推奨
- ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒
- ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる

支給要件	<p>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</p> <p>※6月2日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご留意ください。</p> <p>※以前から午後8時までに閉店しており、酒類及びカラオケ設備のいずれも提供していない施設は支給対象外となります。</p>
支給金額	<p>● 中小企業・個人事業者（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります。 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に4～10万円/日 （売上高の4割をもとに計算）</p> <p>● 大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 （売上高の減少額の4割をもとに計算）</p>
受付期間	<p>令和3年6月21日（月）～令和3年8月31日（火）【消印有効】</p> <p>※札幌市の受付期間も、令和3年8月31日（火）まで延長されました。</p>
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください） 所在する各市町村への申請となりますので下記ホームページをご参照ください。</p>
問合せ	<p>《札幌市》 011-330-8396 受付時間 8:45～17:15 《旭川市》 011-330-8235 受付時間 8:45～17:15(7月は土日も対応) 《両市以外》 011-350-7377 受付時間 8:45～17:30</p> <p>札幌市 https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kinkyu_0601-0620.html 江別市 https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/90187.html 千歳市 https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21227.html 恵庭市 https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/keizaibu/shokorodoka/shogyo_chushokigyo/1/12687.html 北広島市 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00141626.html 石狩市 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html 当別町 https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/30649.html 新篠津村 https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00000990.html 小樽市 https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/ 旭川市 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/10013/10014/d073214.html</p>

緊急事態措置協力支援金【措置区域】

- **要請期間**：令和3年6月1日（火）～令和3年6月20日（日）
※令和3年6月1日（火）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外）

■ **対象施設**

- 〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
- 〔遊興施設〕 バー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **営業時間及び酒類提供時間の短縮、カラオケ設備の提供停止**

営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間	午前11時から午後7時まで（利用者による酒類の店舗持込を含む）
カラオケ設備提供	飲食店営業許可を受けている店舗において、カラオケ設備を提供している場合、当該設備の利用を行わない

② **業種別ガイドラインの遵守の要請**

支給要件	原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること ※6月2日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後8時までに閉店している施設は支給対象外となります。
支給金額	●中小企業・個人事業者（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります） 1店舗1日当たりの売上高に応じて、 1店舗毎に2.5～7.5万円/日 （売上高の3割をもとに計算） ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、 1店舗毎に20万円又は売上高の3割/日が上限 （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	令和3年6月21日（月）から令和3年8月31日（火）まで【消印有効】
送付先	全道（石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市以外） 〒063-8691 ※住所の記載は不要です 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係 ※石狩管内（札幌市を含む）及び小樽市並びに旭川市については、各市町村へ確認ください。 ※電子申請は以下のURLで受け付けています。 URL https://hokkaido-shienkin.jp
問合せ	【北海道感染防止対策協力支援金コールセンター】 011-350-7377 受付時間 8：45～17：30

北海道大規模施設等協力支援金

北海道からの要請にご協力頂いた**1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者**の皆様に協力支援金を支給します。

概要

- 期間 令和3年6月1日から6月20日まで
※令和3年6月1日（火）からご協力いただくことが必要です。
- 対象地域 札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設
および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮、土日祝日は休業
※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請にしていること

支援金額 （主なもの）

- 大規模施設等

$$\underline{1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}}$$

※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
 <10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>

$$\underline{\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}}$$
- テナント等

$$\underline{100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{休業} \cdot \text{時短日数}}$$

注 100㎡未満は2万円／日
 ※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。
 ※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間
 （道の要請を超えた各施設独自での時短・休業部分は対象になりません）

申請受付

郵送申請
または
電子申請

令和3年6月21日から8月31日まで

お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377

受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで

営業時間短縮・休業要請の対象となる大規模施設

(1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	<p>◆平日は、<u>営業時間を5～20時まで、土日祝日は、休業とする。</u></p> <p>◆<u>入場者の整理誘導等を徹底する。</u></p> <p>◆酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

(2) イベントに準じた取扱いを要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	<p>◆<u>1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時（映画上映を含むイベント開催の場合は21時）までとする。</u></p> <p>◆<u>入場者の整理誘導等を徹底する</u></p> <p>◆<u>人数上限5,000人かつ収容率50%以内</u></p> <p>◆酒類の提供（利用者による酒類の持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
集会 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル 旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	

申請に必要な書類

【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び休業面積が確認できる書類
※10以上のテナントを有する場合
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

その他

大規模施設の運営事業者の皆さまより事前にテナントリストなどの提出をいただくことで、テナント事業者の皆様の**申請手続きを簡素化する制度を導入しています。**

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。
HP→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top06.htm>

まん延防止等重点措置協力支援金【措置区域】

■ **要請期間**：令和3年6月21日（月）～令和3年7月11日（日）
 ※遅くとも令和3年6月23日（水）からご協力いただくことが必要です。

■ **要請対象区域**：札幌市

■ **対象施設**

- 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
 ※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

① **営業時間及び酒類提供時間、カラオケ設備の提供停止**

営業時間	午前5時から午後8時まで
酒類提供時間 （利用者による酒類の 店内持ち込み含む）	午前11時から午後7時まで（一定の要件※を満たす店舗） （要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。） ※同一グループの来店は、原則4人以内、アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）、業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う
カラオケ設備提供	飲食を主として業としている店舗等では、 カラオケ設備の利用を行わない

② **次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請**

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
------------	---

支給要件	<p>原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること</p> <p>※6月24日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後8時までに閉店している施設は支給対象外となります。</p>
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります） <u>1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に3～10万円/日</u> （売上高の4割をもとに計算） ●大企業 <u>1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</u> （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	令和3年7月12日（月）～令和3年8月31日（火）【消印有効】
送付先	<p>郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご注意ください）</p> <p>【郵送先】〒060-8403 再まん延防止等重点措置協力支援金事務局</p>
問合せ	<p>《札幌市》 011-330-8396 受付時間 8:45～17:15</p> <p>https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi_0621iko.html</p>

まん延防止等重点措置協力支援金【経過区域】

- **要 請 期 間**：令和3年6月21日（月）～令和3年7月11日（日）
 ※遅くとも令和3年6月23日（水）からご協力いただくことが必要です。
- **要請対象区域**：江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

■ 対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
 ※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ 要請内容と支援金

①営業時間及び酒類提供時間、カラオケ設備の提供停止

営業時間	午前5時から午後9時まで
酒類提供時間	午前11時から午後8時まで（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）
カラオケ設備提供	飲食を主として業としている店舗等において、 カラオケ設備の利用を行わない

②次の感染防止対策を実施するほか、業種別ガイドラインの遵守の要請

実施する感染防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる（以下、協力依頼） <p>※同一グループの入店は、原則4人以内、新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ、滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする、店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）</p>
------------	--

支給要件	原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること ※6月24日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご留意ください。 ※以前から午後9時までに閉店している施設は支給対象外となります。
支給金額	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業・個人事業者（※）売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります。 1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5～7.5万円/日 （売上高の3割をもとに計算） ●大企業 1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に20万円又は売上高の3割/日が上限 （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	令和3年7月12日（月）～令和3年8月31日（火）【消印有効】
送付先	郵送にて受付（窓口での申請受付は行っておりませんのでご留意ください） 所在する各市町村への申請となりますので下記ホームページをご参照ください。
問合せ	《旭川市》 011-330-8235 受付時間 8:45～17:15(7月は土日も対応) 《上記以外》 011-350-7377 受付時間 8:45～17:30 江別市 https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shoko/91771.html 千歳市 https://www.city.chitose.lg.jp/docs/21626.html 恵庭市 https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/soshikikarasagasu/keizaibu/shokorodoka/shogyo_chushokigyo/1/12786.html 北広島市 https://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/hotnews/detail/00142267.html 石狩市 https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/soshiki/syoukour/60974.html 当別町 https://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/site/covid-19/31107.html 新篠津村 https://www.vill.shinshinotsu.hokkaido.jp/hotnews/detail/00001004.html 小樽市 https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021051300053/ 旭川市 https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d073441.html

北海道大規模施設等協力支援金

北海道からの要請にご協力頂いた1,000㎡超の大規模施設を運営する事業者およびそのテナント事業者の皆様に協力支援金を支給します。

概要

- 期間 令和3年6月21日から7月11日まで
※令和3年6月21日（月）からご協力いただくことが必要です。
- 対象地域 札幌市
- 対象施設 床面積1,000㎡超の大規模施設
および上記に係るテナント等
- 要請内容 営業時間を平日5～20時までに短縮
※イベントに準じた取扱いを要請する施設は21時まで
- 給付要件 全ての期間で道からの要請に応じていること

支援金額 （主なもの）

- 大規模施設等
 $1,000\text{㎡} \times \text{毎に} 20\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{時短日数}$
※自己利用部分面積に限ります。詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
<10以上のテナントを有する場合、以下金額を追加>
 $\text{テナント等の数} \times 2,000\text{円} \times \text{時短率} \times \text{時短日数}$
- テナント等
 $100\text{㎡} \text{毎に} 2\text{万円} / \text{日} \times \text{時短率} \times \text{時短日数}$
注 100㎡未満は2万円／日
※飲食店等を対象とした時短要請等への協力金との重複受給はできません。
※時短率 = 要請に応じて短縮した時間 / 要請前の営業時間
(道の要請を超えた各施設独自での時短・休業部分は対象になりません)

申請受付

郵送申請 令和3年7月12日から8月31日まで
※電子申請については、7月21日（水）開始予定です。

お問い合わせ

【コールセンター】011-350-7377
受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分まで

営業時間短縮の対象となる大規模施設

(1) 多数の者が利用する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など (生活必需物資を除く)	<p>◆営業時間を5～20時までとする。</p> <p>◆入場者の整理誘導等を徹底する。</p> <p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンター など	
遊興施設	性風俗店、場外馬（車・舟）券売場 など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロン など (生活必需サービスを除く)	

(2) イベントに準じた取扱を要請する大規模施設（床面積1,000㎡超）

種類	内訳	主な要請・協力依頼
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウムなど	<p>◆1,000㎡以上の施設は、営業時間を5～20時（映画上映を含むイベント開催の場合は21時）までとする。</p> <p>◆入場者の整理誘導等を徹底する</p> <p>◆人数上限5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）を行わない。【協力依頼】</p>
集会 展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	
ホテル 旅館	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動施設 遊戯施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	

申請に必要な書類

【大規模施設等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請する法人の確認書類
- ④施設の床面積（1,000㎡を超える）及び休業面積が確認できる書類
※10以上のテナントを有する場合
入居するテナントの数が分かる書類
- ⑤営業時間の短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑥振込先口座の通帳の写し

【テナント等】

- ①申請書 及び 計算シート
- ②宣誓書
- ③申請者の確認書類
- ④大規模施設に出店していることが確認できる書類
- ⑤店舗等面積が分かる書類
- ⑥当該大規模施設および自店舗の、営業時間短縮及び休業実施内容が確認できる書類
- ⑦振込先口座の通帳の写し

その他

大規模施設の運営事業者の皆さまより事前にテナントリストなどの提出をいただくことで、テナント事業者の皆様への申請手続きを簡素化する制度を導入します。

詳細は「北海道大規模施設協力支援金 申請の手引き」をご覧ください。
HP→<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/daikibosienkin/top06s.htm>

夏の再拡大防止特別対策協力支援金【重点地域】

■ **要請期間**：令和3年7月12日（月）～令和3年7月25日（日）

※令和3年7月12日（月）からご協力いただくことが必要です。

■ **要請対象区域**：札幌市

■ **対象施設**

〔飲食店〕 飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）
〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

※対象施設の詳細はホームページをご参照ください。

■ **要請内容と支援金**

①営業時間及び酒類提供時間、カラオケ設備の提供停止

営業時間	午前5時から午後9時まで
酒類提供時間 （利用者による酒類の 店内持ち込み含む）	午前11時から午後8時まで
カラオケ設備提供	飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

②業種別ガイドラインなど次の感染防止対策の実施

実施する感染防止対策

- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・手指消毒設備の設置 ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・施設の換気を行う ・入場者の整理・誘導
- ・事業を行う場所の消毒
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む）
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
- ・従業員への検査推奨 ・同一グループの入店は原則4人以内
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）など

支給要件	原則 要請期間の全てにおいて、要請に応じること ※7月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。 ※以前から午後9時までに閉店している施設は支給対象外となります。
支給金額	●中小企業・個人事業者（※売上高によって大企業と同じ計算方式となる場合があります） <u>1店舗1日当たりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5～10万円/日</u> （売上高の3割をもとに計算） ●大企業 <u>1店舗1日当たりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日</u> （売上高の減少額の4割をもとに計算）
受付期間	要請期間終了後から開始する予定。（決まり次第、お知らせします。）
送付先	郵送にて受付予定。（決まり次第、お知らせします。）
問合せ	《札幌市》 011-330-8396 受付時間 8:45～17:15